

各 位

埼玉県蕨市塚越 5 丁目 5 番 3 号
株式会社 オプトエレクトロニクス
代表取締役社長 俵 政美
(コード番号: 6664)
問合せ先 取締役会長 志村 則彰
電話番号 048-446-1181(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 2 月 22 日に開催予定の当社第 31 回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法（平成 17 年法律第 86 号）」、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）」、「会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）」及び、「会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）」が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 会社法の施行に伴い定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第 4 条（機関）、第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ② 公告方法を電子公告とし、あわせて事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を明確にするために、現行第 4 条（公告の方法）を変更案第 5 条（公告方法）のとおりに変更するものであります。
 - ③ 株主総会参考書類の情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるように、変更案第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ④ 議決権行使のための代理人の数を限定する旨、現行第 15 条（議決権の代理行使）を変更案第 17 条のとおりに変更するものであります。
 - ⑤ 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動性のある経営体制を構築すること、また剰余金の配当等の事項を取締役会で決議できるようにするため、現行第 19 条（任期）を変更案第 20 条のとおりに取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するとともに、変更案 39 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
 - ⑥ 書面または電磁的記録により、取締役会の決定を機動的に行うことができるようにするため、変更案第 24 条（取締役会の決議方法等）を新設するものであります。
 - ⑦ 会計監査人が新たに会社の機関とされたことに伴い、その選任方法、任期および報酬等について変更案第 6 章会計監査人を新設するものであります。

(2) その他会社法施行に伴う表現の変更、所要の変更を行うものであります。

(3) その他定款全般について、表現の変更、条文の新設・削除、条数の整理等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 平成 19 年 2 月 22 日（木曜日）

定款変更の効力発生日： 平成 19 年 2 月 22 日（木曜日）

以上

別紙

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社オプトエレクトロニクスと称し、英文では、OPTOELECTRONICS CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子機器、電気機器およびコンピュータ周辺機器の設計、開発、製造および販売 2. 損害保険の代理業務 3. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を埼玉県蕨市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1500 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、100 株とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限り 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1500 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 当社は、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

ではない。	
現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 <u>当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿等に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年 12 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>これに当たる</u>。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役社長は、会社を代表する。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長 1 名を<u>選任</u>し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる</u>。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長 1 名を<u>選定</u>し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役ならびに監査役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 34 条 当会社の営業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当)</p> <p>第 35 条 <u>当会社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 35 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 36 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 39 条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 40 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</u></p> <p>② <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u></p> <p>③ <u>前項に定める場合のほか、当会社は、配当の基準日を定め、剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、取締役会の決議により毎年 5 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>② <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 41 条 <u>剰余金の配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。また、剰余金の配当には利息を付さない。</u></p> <p>(削 除)</p>

以上